

## 侵害の事実を疎明するための資料

## 1. 自己の商標権

登録番号：第\*\*\*\*\*号

商品区分：第\*類

指定商品：\*\*\*\*\*【例えば「被服」】

商標：【例】  
**CUSTOMS**

## 2. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品（差止対象物品）

差止対象物品であるイ号標章が付された\*\*\*【例：洋服】は、登録商標第\*\*\*\*\*号（以下「本件登録商標」という）に係る商標権を侵害する物品であり、以下のとおり具体例により疎明する。【複数の侵害標章について疎明する場合には、2つ目以降の標章を「ロ号標章」「ハ号標章」…としてください。また、対応する登録商標が複数ある場合には「本件登録商標1」「本件登録商標2」のようにしてください。】

○【例：複数の疎明事項がある場合は○に代えて(1)(2)…としてください。】イ号標章が付された\*\*\*【例：洋服】の例（以下「本件物品」という）【例示物品が複数ある場合は、それぞれ「物品1」「物品2」のようにしてください。】

イ イ号標章【例】

【全体写真】



【イ号標章の拡大写真】



## ロ イ号標章と本件登録商標1

本件登録商標は、\*\*\*【例：黒色で欧文文字「CUSTOMS」】でCが他より大きな文字のもの】で構成されている。

イ号標章は、\*\*\*【例：上段に青色で欧文文字「CUSTOMS」】でCが他より大きな文字のもので文字列の右上に®が付されたもの、下段に黒い線で枠取りされた緑色の長方形の図形】で構成されている。

イ号標章と本件登録商標1は、\*\*\*【例：イ号標章は上下2段であること、色彩、®の有無】の点で異なる。しかし、\*\*\*については\*\*\*である【例：\*\*\*のことから文字列で構成される上段が独立して需要者に看取されるものと認められることからこの部分が要部と認められ、要部と登録商標を比較すると「色彩の差異や登録商標であることを示す®の有無は類否判断委影響を与えない。】。したがって、イ号標章と本件登録商標の外観は同一又は類似と言える。

また、イ号標章の称呼は\*\*\*【例：「カスタムス」】であり、本件登録商標の称呼と同一である。

さらに、イ号標章は\*\*\*【例：慣習、関税】の観念を生じるものであるところ、本件登録商標1も同様に\*\*\*【例：慣習、関税】の観念を生じるものであ

る。

以上から、イ号標章と本件登録商標は、同一又は類似である。

ハ 本件物品と本件登録商標に係る指定商品

本件物品の\*\*\*【例：シャツ】は\*\*\*\*【例：洋服類】に包含される。差  
止対象品である\*\*\*\*【例：洋服類】（類似群コード：\*\*\*\*）は本件登録  
商標に係る指定商品である\*\*\*\*【例：被服】（類似群コード：\*\*\*\*）と  
同一又は類似である。

ニ 本件物品におけるイ号標章の使用態様【商標的使用の疑義がある場合に疎明】

イ号標章は、本件物品の\*\*\*部【例：右上胸部】に\*\*\*のように使用されて  
おり\*\*\*【そのような使用方法が出所を表示するものであると一般にみとめられ  
ていることを通説や判例その他により説明】、本件商標権者の出所を示すものと認  
められることから、商標として使用されている。

ホ 結論。

上記のとおり、本件物品は、本件登録商標に係る指定商品と同一又は類似の商品  
に、本件登録商標と同一又は類似の標章であるイ号標章を付したものである。

したがって、イ号標章が付された\*\*\*\*【例：洋服類】が、正当な権限及び理  
由なく、業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する者によって輸入される  
場合、又は業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する外国にある者によっ  
て外国から日本国内に他人をして持ち込ませられる場合には、関税法上の「商標権  
を侵害する物品」となる。

以上

\* 網掛け部分は具体的な記載例です。個別の事案に沿って調整してください。